

# 東京都北区議会

## 平成 30 年第 3 回定例会で可決した意見書

- 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
- 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長等を求める意見書
- 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項を平成31年度以降も継続するよう求める。

### 記

- 1、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年10月5日

東京都北区議会議長 榎本はじめ

東京都知事 小池百合子 殿

## 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長等を求める意見書

平成 29 年 6 月、民間有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」は、平成 28 年時点で所有者を特定できない土地が全国で九州本島並みの約 410 万ヘクタールに及び、このまま推移すると 2040 年には北海道本島並みの約 720 万ヘクタールに達するとの試算を公表した。今後、相続登記がなされずに実際の所有者が把握できない土地はさらに増えると見込まれており、このような所有者不明土地による経済損失額は 2040 年までに約 6 兆円規模に上ると試算されている。

不動産登記簿では所有者の特定は住所と氏名のみでなされるため、住民票の情報が最も重要である。しかしながら、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、5 年を超えた保存は法的に義務付けられておらず、核家族化や単身独居化が進んでいる現在、5 年の保存では転居履歴を十分に追えず、土地等の所有者が不明になってしまう。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記の事項の実現を求める。

### 記

- 1、住民基本台帳法施行令第 34 条第 1 項に定める住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を現行の 5 年から 150 年程度に延長すること。
- 2、住民基本台帳法施行令改正までの当面の間、除票等の廃棄作業を行わないよう、各自治体に対し通達すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 10 月 5 日

東京都北区議会議長 榎 本 はじめ

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
法務大臣	山	下	貴	司	殿
国土交通大臣	石	井	啓	一	殿

## 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では、158人に及ぶ児童・生徒が重軽傷を負い、1,200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

なかでも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。東京都においても学校施設の耐震化は進められているが、通学路のブロック塀等は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請したが、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童・生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

よって、本区議会は政府に対し、下記の事項について積極的な対応を求める。

### 記

- 1、今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
- 2、全国の通学路も緊急総点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業（C事業）の積極的な活用を図ること。
- 3、学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の交付対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年10月5日

東京都北区議会議長 榎本はじめ

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
総務大臣 石田真敏 殿  
文部科学大臣 柴山昌彦 殿  
国土交通大臣 石井啓一 殿